

## 大分県介護支援専門員名簿登録等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。)の施行について、介護保険法施行令(平成9年12月17日法律第124号。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)に定めがあるものほか、介護支援専門員の名簿登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (介護支援専門員の登録申請)

第2条 介護支援専門員の登録を受けようとする者は、規則第113条の7の規定により介護支援専門員登録申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

### (登録の移転申請)

第3条 他の都道府県で登録を受けている者が、大分県に登録の移転の申請をしようとするときは、規則第113条の10の規定により介護支援専門員登録移転申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

### (登録事項の変更届出)

第4条 第2条の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名、住所及び個人番号に変更があったときは、法第69条の4の規定により介護支援専門員登録事項の変更届出書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

### (死亡等の届出)

第5条 第2条の登録を受けている者が、法第69条の5各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、規則第113条の13の規定により死亡等の届出書(第4号様式)を知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

### (登録の消除申請)

第6条 第2条の登録を受けている者が、介護支援専門員登録の消除の申請をしようとするときは、法第69条の6第1号の規定により登録の消除申請書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

### (介護支援専門員証の交付申請)

第7条 介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、規則第113条の20の規定により介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)に大分県証紙2, 400円を貼付して知事に提出しなければならない。

### (介護支援専門員証の書換え交付申請)

第8条 介護支援専門員証の交付を受けた介護支援専門員が氏名を変更したときは、第4条の規定による変更の届出と併せて、規則第113条の23の規定により介護支援専門員証書換え交付申請書(第7号様式)に大分県証紙1, 500円を貼付して知事に提出しなければならない。

(登録の移転に伴う介護支援専門員証交付申請)

第9条 登録の移転に伴い介護支援専門員証の交付の申請をしようとする者は、第3条の規定による登録の移転の申請と併せて、規則第113条の24の規定により介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)に大分県証紙2, 400円を貼付して知事に提出しなければならない。

(介護支援専門員証の再交付申請)

第10条 介護支援専門員証の再交付をしようとする者は、規則第113条の25の規定により介護支援専門員証再交付申請書(第8号様式)に大分県証紙1, 500円を貼付して知事に提出しなければならない。

(介護支援専門員証の有効期間の更新申請)

第11条 介護支援専門員証の有効期間の更新を申請しようとする者は、規則第113条の26の規定により介護支援専門員証有効期間更新交付申請書(第9号様式)に大分県証紙2, 000円を貼付して知事に提出しなければならない。

(旧姓及び通称名の併記)

第12条 第2条の登録を受けようとする者又は登録を受けた者が、戸籍上の氏名に加えて旧姓又は通称名(以下「旧姓等」という。)の併記を希望する場合は、その旨を知事に申し出ることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、旧姓等の併記に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(大分県介護支援専門員名簿作成等事業実施要綱の廃止)

2 大分県介護支援専門員名簿作成等事業実施要綱(平成13年3月23日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月16日から施行する。